

社会福祉法人海友会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7年 1月 1日～令和 9年12月31日（3年間）

2. 内 容

- 目標 1 : 1. 計画期間内に、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知及び情報提供を行う。
2. 計画期間内に、男性職員に出生時育児休業（産後パパ育休）を周知する。

<対 策>

令和 7年 1月～ 法に基づく諸制度を調査・整理

令和 7年10月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布するとともに
説明会の開催

令和 7年 1月～ 対象職員に対する個別面談実施